

破産法253条の解釈についての意見書

2008年(平成20年)6月19日
日本弁護士連合会

厚生労働省社会・援護局保護課(以下「保護課」という。)は、生活と福祉2008年3月号において、「生活保護法第63条の『費用返還請求債権』等と破産法第253条の『免責許可の決定の効力等』の関係について」と題して、両者の関係について見解を明らかにしているが、後記「意見の理由」記載のとおりその内容に明らかな誤りがあり、福祉事務所において生活保護受給者への違法不当な請求、免責許可手続の混乱が生ずることから、「意見の趣旨」のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 厚生労働省は、以下の点につき、確認し、実施機関に周知徹底するべきである。
 - (1) 生活保護法63条の費用返還債権は、破産法に基づく免責許可手続において免責されること。
 - (2) 生活保護法78条の費用徴収債権は、原則として免責許可手続において免責される。例外的に、債権者である都道府県知事又は市町村長が非免責債権であると法的手続において主張するには、都道府県知事又は市町村長が非免責債権であると主張して訴訟を提起すべきであること。
 - (3) 破産裁判所に対する免責許可の対象から削除する申立ては、破産法が予定している手続ではないこと。
- 2 厚生労働省は、免責許可決定が確定して生活保護法63条の費用返還請求債権等について債務者が免責された場合には、実施機関は免責された金額の4分の3を国庫負担金として国に請求できるよう、厚生事務次官通知(厚生省社第169号)を改正するべきである。

意見の理由

1 保護課の見解

保護課は、生活保護法63条及び78条の費用返還及び徴収債権は、生活と福祉2008年3月号において、同債権が「免責許可の決定の効力が及ばないもの」と解し、免責許可の対象から削除するよう裁判所に申立てを行う必要がある、と説示している。

2 生活保護法63条に基づく費用返還債権について

しかし、破産法253条は、破産者は破産債権について免責されることを原則としつつ、非免責債権であるか否かにつき、裁判所の裁量に基づき判断すべきものとはしておらず、非免責債権を限定列挙している。

そして、国又は地方自治体が有する債権では、「租税等の請求権」として国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権を非免責債権としている（同条1項1号）。

しかし、生活保護法63条及び78条の費用返還及び徴収債権は、保護課も生活保護手帳（別冊問答集）の問452において明らかにしているように、「一般債権と同様の保全手続（これについては地方自治法、同施行令等に規定があるほか通常の民事手続が必要となる。）に従って徴収すべきもの」であり、破産法253条1項1号の非免責債権でないことは明らかである。

また、そのほかの非免責債権にも一般的には該当せず、生活保護法63条に基づく費用返還請求債権が免責されることは明らかである。

3 生活保護法78条に基づく費用徴収債権について

前記2記載のとおり、生活保護法78条に基づく費用徴収債権も、破産法253条1項1号の非免責債権ではない。

また、故意による不正な手段に対する損害賠償的な債権であることから、「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」（破産法253条1項2号）に含まれると保護課は解釈しているが、同号のいう「悪意」は、単なる故意では足りず（同項3号反対解釈）、他人を害する積極的な意欲（害意）を意味するとするのが通説であり、一部重なる部分は想定されるにしても、その要件は異なる。

不正な手段で保護を受給したとしても、福祉事務所に対して悪意を有していたかは別の問題である。

よって、生活保護法78条に基づく費用徴収債権も、原則として免責される。

そして、破産裁判所は、個々の債権について非免責債権に該当するか否かを判断するものではないから、保護課の意見のように、免責を避けるために免責許可の対象から削除するよう破産裁判所に申立てを行うことは破産法の予定している手続ではなく、法的には無意味である。

したがって、債権者である都道府県知事又は市町村長が個別の費用徴収債権について非免責債権であると思料して法的手続においてこれを主張する場合には、都道府県知事又は市町村長が非免責債権であることを主張して訴訟を提起し、非免責債権であることを確定させなければならない。

4 破産裁判所に対する免責許可の対象から削除する申立てについて

前記1の申立ては、免責許可手続において明文がなく、単なる上申にすぎず、そもそも非免責債権でないものを非免責債権とするよう求めるものであり、破産法253条を無視するものである。

このような申立ては破産法が予定しておらず、破産・免責許可手続を混乱、遅滞させるものであって、法令の遵守が求められる行政機関がこのような申立てを

行うべきでないことは明らかである。

社会福祉法人全国社会福祉協議会が発行する月刊誌「生活と福祉」は、ほとんどの福祉事務所において購読されており、実質的に保護課が各福祉事務所に対して情報提供、解釈指針を提供するものとなっている。

そのような月刊誌に前記1の見解が掲載されたことにより、福祉事務所は、被保護者の免責許可手続において無意味な申立てをして免責許可手続を遅延させたり、既に免責された債権について、非免責債権だと主張して違法不当に請求を継続したりするおそれがある。

5 生活保護法による国庫負担金の取扱いについて

厚生事務次官通知（厚生省社第169号）によれば、国庫負担金の交付額は、返還金等を控除した額に4分の3を乗じて得た額とすることになっている。

このことは、回収できなかった返還金等の危険を、都道府県又は市町村に負担させるものである。

しかし、生活保護法63条及び78条の返還及び徴収債権が免責された場合には、回収できなかった責任が都道府県又は市町村にないことは明らかである。

よって、生活保護法63条及び78条の返還及び徴収債権が免責された場合には、免責された金額の4分の3を国庫負担金として交付すべきである。そして、生活保護法78条に基づく徴収債権について、非免責債権であることの確定を求めて訴訟を提起すべき否かについては、都道府県又は市町村から保護課への情報提供により処理すべきと思料する。

以上